

令和6年4月入園予定の保護者（大田区在住）様

共働き
世帯など
対象

保育の必要な園児の保護者は、 預かり保育の補助金が支給されます



申請期間

1月25日 ▶ 2月29日

申請・利用方法

支給を受けるためには、**申請書※1**と**保育の必要性を証明する添付書類**を提出し、**施設等利用給付認定（第2号）**を受ける必要があります。

※1 子育てのための施設等利用給付認定申請書(新規・変更)(第2号又は第3号)



補助額（月あたり）

利用日数×450円

- 園に支払った金額が上記の金額よりも少ない場合、支払った金額が補助されます。
- 預かり保育の実施時間が少ない幼稚園や預かり保育を実施していない幼稚園に在籍している場合、併用施設の補助が可能です。詳細は、大田区HPをご覧ください。



うらも
見てね



保育の必要性の要件等（父と母が要件を満たし、それぞれの添付書類の提出が必要です。）

認定要件	内 容	添付書類
就労	月 48 時間以上就労している もしくは 内定している (自営業の場合、直近 3 ヶ月の収入が月額約 5.3 万円を超えている必要があります。)	(外勤) 就労証明書★ 3 ヶ月以内に作成され、令和 6 年 4 月以降 の就労が確認できるもの (自営) 【1】～【3】すべて必要です 【1】 就労状況申告書★ 【2】 開業届又は営業許可証 【3】 確定申告書写し
妊娠・出産	認定期間は出産月を基準に前 2 ヶ月、後 2 ヶ月 (例：7 月出産では、5 月から 9 月まで認定)	母子手帳の写し (氏名と分娩予定日のページ)
疾病・障がい	保護者が病気、障がいを理由に保育に当たれない	(疾病) 診断書※3 (障がい) 障害者手帳の写し
同居親族の 介護・看護	日常的な介護、病院での付き添い等のため保育に当たれない	(介護) 介護保険証の写し 及び ケアプラン (看護) 診断書※3
求職活動	週 3 日、1 日 4 時間以上の求職活動をしている(ネット閲覧のみは不可) ・認定期間は 3 ヶ月となります。3 月 2 日以降に申請してください ・認定には、回数制限があります。原則、継続して認められません	求職活動状況申告書★
就学	大学や専門学校に月 12 日以上通学し、1 日 4 時間以上就学している (通信教育は不可)	在学証明書 及び 時間割 (入学予定の方は、合格通知書及びカリキュラム)
その他	災害による家屋の損傷に係る事由により保育に当たれないなど	り災証明書など

※3「診断書」は、3 ヶ月以内に発行され、保育や就労に当たれない旨及び疾病期間の記載のあるもの
・ひとり親の方は、上記の書類に加え、戸籍の全部事項証明書（離別日または未婚であることがわかるもの）が必要になります。

申請書と★印の書類は、令和6年 1 月以降に大田区 HP から入手してください

大田区 幼稚園 預かり



大田区 HP>生活情報>妊娠・出産・子育て>教育>幼稚園>預かり保育の補助について

FAQ

- Q. 入園料や保育料の補助金は、いつ手続きしますか？
A. 4 月以降に幼稚園から申請書が配られます。入園前の手続きは不要です。
- Q. 申請期間に提出ができません。どうすればいいですか？
A. 期間後でも随時申請できます。ただし、結果の通知や補助の開始日が遅れます。
- Q. 兄弟が既に施設等利用給付認定（第 2 号）を持っています。申請は必要ですか？
A. 再度の申請（添付書類も必要）が必要です。



郵送先、問い合わせ先

〒144-8623 大田区蒲田 5-37-1 ニッセイアールスクエア 5F 大田区教育総務課私学行政担当

TEL 03-5744-1619



郵送または持参で受け付けております

なお、郵送の場合は追跡ができるレターパックや
簡易書留などを推奨しております。